

要綱第159号

宇和島市広告付き窓口案内システム導入事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日

宇和島市長 岡 原 文 彰

宇和島市広告付き窓口案内システム導入事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市有料広告取扱要綱（平成18年要綱第71号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、広告付き窓口案内システム及び関連機器（以下「広告付きシステム等」という。）を民間事業者から無償で提供を受けることにより、市民サービスの向上及び案内機能の充実を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる物品)

第2条 無償提供の対象となる物品は、案内機能の充実を図ることを目的として、窓口サービスにおいて活用する広告付きシステム等とする。

(広告付きシステム等で放映する広告の基準等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告付きシステム等で広告を放映してはならない。

- (1) 取扱要綱第3条各号に規定するもの
- (2) 宇和島市有料広告掲載基準第3条各号に規定する業種又は事業者の広告
- (3) 宇和島市有料広告掲載基準第4条各号に規定するもの

(無償提供者の募集)

第4条 広告付きシステム等の無償提供を行う者（以下「無償提供者」という。）は、公募により選定するものとする。

(無償提供者の選定方法等)

第5条 前条の公募に係る応募の手続、選定方法その他無償提供者の選定について必要な事項は、別に定める。

(協定書の締結)

第6条 市長は、前条の規定により無償提供者を決定したときは、当該無償提供を決

定した者（以下「無償提供決定者」という。）と広告付きシステム等の無償提供に関する協定を締結するものとする。

（広告の作成）

第7条 無償提供決定者は、広告主、広告内容等について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けなければならない。

2 無償提供決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように十分配慮しなければならない。

3 無償提供決定者は、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を優先的に放映するよう努めなければならない。

（広告主及び広告内容の審査）

第8条 市長は、前条第1項の承認を行うに当たり、広告主、広告内容等について取扱要綱第6条に規定する宇和島市有料広告審査委員会の審査に付するものとする。

（広告内容等の変更）

第9条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に違反していると判断したときは、無償提供決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（費用の負担）

第10条 広告付きシステム等の導入及び運用に係る費用の負担については、別に定める。

（問題発生時等の対応）

第11条 無償提供決定者は、広告付きシステム等を原因とした第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

2 無償提供決定者は、前項の規定により対応した内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

（放映の中止）

第12条 市長は、広告付きシステム等で放映する広告の内容等が適当でないと認めるときは、当該広告の放映を中止することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。